

# 文教福祉常任委員会会議記録

日 時 平成28年10月7日(金曜日)

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時 8分 散会

## 付託事件

- (1) 平成27年請願第1号, 平成27年請願第2号
- (2) 所管事務調査

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 請願審査

- ① 平成27年請願第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出を求める請願
- ② 平成27年請願第2号 「県立学校の存続と高校の少人数学級実現を求める意見書提出」に関する請願

### (2) 報告事項

- ① 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書(平成27年度分)について (教育企画課)

### (3) その他

## 2 出席委員(6名)

委員長	田 口 米 蔵 君	副委員長	堀 江 恵 子 君
委員	田 中 真 己 君	委員	木 本 信 太 郎 君
委員	高 倉 富 士 男 君	委員	袴 塚 孝 雄 君

## 3 欠席委員(なし)

## 4 委員外議員出席者(なし)

## 5 説明のため出席した者の職, 氏名

保健福祉部長 兼福祉事務所 所 長	根 本 一 夫 君	保健福祉部 参 事	長 須 賀 良 明 君
福祉事務所 参 事 兼 子ども課長	柴 崎 佳 子 君	保健福祉部 参 事 兼 国保年金課長	川 津 英 臣 君
保健福祉部 参 事 兼 保健 センター所長	大 曾 根 明 子 君	福祉総務課長	小 山 忠 君
生活福祉課長	斉 藤 博 之 君	障害福祉課長	平 澤 健 一 君
高齢福祉課長	谷 津 好 行 君	介護保険課長	荻 沼 学 君

保健所準備課長	小林秀一郎君		
消防長	清水修君	消防次長	大津孝司君
消防本部技監	綿引信明君	消防本部参事兼消防総務課長	小泉直紀君
北消防署長	鈴木豊君	南消防署長	石川隆君
火災予防課長	大内康弘君	救急課長	石田宏一君
教育長	本多清峰君	教育部長	七字裕二君
教育委員会事務局教育部参事	今川宗男君	教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長	鈴木秀樹君
教育委員会事務局教育部参事兼中央図書館長	五上義隆君	総合教育研究所長	小野司寿男君
教育企画課長	三宅修君	幼児教育課長	鈴木功君
学校施設課長	埴敏之君	生涯学習課長	大澤秀樹君
歴史文化財課長	白石嘉亮君	総合教育研究所副所長	小川佐栄子君
内原中央公民館長	龍田理君		
6 事務局職員出席者			
書記	嘉成将大君	書記	大内しおり君

午前10時 1分 開議

○田口委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

議事に先立って、大越参事兼消防救助課長が忌引のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

議事に入ります前に、10月5日付で教育長に任命されました本多教育長より御挨拶をお願いいたします。  
本多教育長。

○本多教育長 おはようございます。

このたび10月5日付で教育長の職を拝命いたしました本多清峰でございます。

今後とも水戸市の教育の充実、発展のために全力を尽くす所存でございますので、皆様方の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○田口委員長 どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、請願審査を行います。

当委員会に付託され、継続審査となっております平成27年請願第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出を求める請願及び平成27年請願第2号 「県立学校の存続と高校の少人数学級実現を求める意見書提出」に関する請願につきましては、本日のところは継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で、請願審査を終わります。

次に、報告事項の説明に入ります。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書（平成27年度分）について、執行部から説明願います。

三宅教育企画課長。

○三宅教育企画課長 おはようございます。

それでは、教育企画課提出の文教福祉委員会資料によりまして、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書（平成27年度分）につきまして、御説明をいたします。

初めに、1の報告書の作成についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定によりまして、毎年、議会への報告書の提出及び公表が義務づけられているもので、本年度は平成27年度の教育委員会の活動状況及び主要な施策の実施状況を対象といたしまして、学識経験者である3人の教育事務評価専門委員から御意見をいただきながら本報告書を作成いたしました。

次に、2の報告書の内容についてでございますが、(1)の教育委員会の活動状況につきましては、平成27年度に開催された教育委員会定例会や臨時会の議事内容等について記載するとともに、各種行事、研修

会等、会議以外の活動実績、新たに設けられた総合教育会議及び今後の取り組みの方向性等について記載をしております。

(2)の施策の実施状況につきましては、教育委員会におきましては、水戸市第6次総合計画や当初予算等との整合を図りながら、教育委員会会議において、毎年度、教育行政方針を定めておりますが、この方針に定めております施策の基本的方向性について再確認するとともに、主要事業の実施状況について検証し、今後の取り組みの方向性等について記載をしております。なお、今年度から新たに具体的取り組みの達成状況について、これまでの文章のみの評価に加え、主要事業ごとにA、B、C、Dの4段階の評価を行っております。

また、(3)の水戸市の特色ある取り組みにつきましては、平成27年4月に、弘道館等が日本遺産に認定されたことに伴い、日本遺産を構成する水戸の教育遺産等を生かした教育の推進等について記載をしております。

次に、(4)の教育事務評価専門委員の意見につきましては、3人の専門委員からいただいた主な意見を原文のまま記載をしております。専門委員からいただいた御意見を幾つか紹介させていただきます。

まず、アでございますが、幼稚園、保育所との連携や一体的運営、発達と学びの連続性を踏まえた小学校との円滑な接続を推進しており、幼保共通教育・保育カリキュラムやアプローチ・スタートカリキュラムの充実を引き続き注視していただきたいと思います。

ページを返していただきまして、イでございますが、学習指導の充実については、さきがけプランにより学力向上サポーターが全小中学校へ継続して配置されるなど、手厚い支援がなされるとともに、放課後等に於ける学習サポート事業も展開するなど、さらにきめ細かな対応がなされている。

次に、ウでございますが、日本遺産への認定により郷土愛という点が重視され、水戸教学や水戸の教育遺産という資料も作成して、よりきめ細かな指導の準備は整ったため、今後はその活用を拡大していただきたいなどの御意見をいただいております。

また、3、今後の取り組みでございますが、本報告書は本日午後開催の全員協議会への報告、市のホームページへの公表を行いますとともに、専門委員からいただいた意見等の内容を精査、検討いたしまして、今後の教育委員会の活動等へ十分に反映させるなど、具体的な取り組みを進め、より一層市民に開かれ信頼される教育行政を目指してまいりたいと考えております。

なお、本報告書等の詳細につきましては、後ほどお目通しをいただきたいと思いますと存じます。

説明につきましては以上でございます。

○**田口委員長** それでは、委員より御質問等がございましたら発言願います。

田中委員。

○**田中委員** 詳細な報告ありがとうございました。

幾つか質問させていただきます。

本文のほうは紹介がなかったんですけども、ちょっと順序がいろいろ逆になりますけれども、概要の2ページのカに校務支援システムの導入という件が出ております。ちょっと今、本文を見たところですね、41ページに校務支援システム導入に向けた検討ということで、評価としてはCというふうになっています。

AとかBが多い中で、Cなんですけれども、先生方が子どもたちに向き合う時間をふやすために、さまざまな実務的な部分の軽減をするということが主たる目的なのかなと思うんですけれども、その進捗が思うようにいっていないという評価なのかなと思うんですけれども、その現状がどういうふうになっているのか、何か課題があってワーキンググループをやったということなんですけれども、どういった検討状況なのか、今後の進捗、見通しも含めてお答えいただければと思います。

○田口委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの田中委員さんの御質問にお答えいたします。

校務支援システムにつきましては、今お話がありましたように昨年度も、学校関係者やそれから市役所のほうの関係機関の集まりによりまして、ワーキンググループを開催いたしまして、その内容について検討を進めておりました。実際に学校の業務のどういったところまでをシステムに入れていくか、どういった帳票を組み込んでいくか、そういったシステムの細かな内容について協議を重ねておりましたけれども、残念なことに決定にまでは至りませんでした。

今年度も引き続き検討を行ってまいりまして、今現在は今年度中の導入に向けて発注のほうも準備を進めているところでございます。ですので、来年度の当初からは、このシステムを導入した形で学校業務のほうで運営できるというふうに予定しております。

以上でございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 常磐大学の先生の意見にもそのことがあって、力に書いてあることなんですけれども、ぜひ校務の軽減と児童生徒と向き合う時間の確保ということを速やかに実現するべく、情報セキュリティの配慮も含めて、いいシステムにしていきたいなと思います。

もう一つは、2ページですと、エになりますけれども、食育の推進ということで掲げられているんですけれども、たまたま昨日、水戸市健康増進・食育推進計画の水戸市健康づくり推進協議会に出させていただいた中で、まさに子どもたちの学校における食育の推進ということが1つのテーマで議論がなされていて、その中で、地場製品の活用ですとか、今後できる学校給食共同調理場を食育の拠点として活用するとか、あるいは学官連携事業による食育の推進ということで、学生食育サポーターの派遣なんていうことも事業内容として今後やっていくんだと。やっているんでしょうかね。そういうことが掲げられていたんですけれども、この共同調理場の活用方策として、何か具体的にどういったことをやろうとしているのかとか、学官連携事業の学生食育サポーターの派遣というのは、現状、例えばどういうふうに行っているのかとか、そんなことがもしわかればお答えいただきたいなというふうに思います。

○田口委員長 鈴木参事兼学校教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、学官連携の取り組みの部分でございますが、こちらにつきましては、水戸市と茨城キリスト教大学とが平成25年に協定を結びまして、学生さんに学校に出向いていただいて、食育に関する事業のサポートをしていただいているところでございます。給食におけるバイキング給食のときのお手伝いとか、あとは学生さんによって食育の教材の資料をつくっていただいたり、そういった子どもたちの食育推進に御協力をい

ただいております。こちらにつきましては、学校のほうから教育委員会に要請をいただきまして、学校のほうと派遣できる者の調整を行った上で、学校に派遣を行いまして、謝礼として、図書カードの1回1,000円のお礼をお渡ししているものでございます。

今新たに建設を進めております学校給食共同調理場における食育の取り組みについてでございますが、新学校給食共同調理場におきましては、2階に研修室を設けますとともに、調理の様子を2階から見学できるような窓というんですか、見学のスペースを設けております。そちらにおきまして、児童、生徒を対象に調理の様子を見ていただいて、食育についての講義を行ったり、保護者の方をお呼びして学校給食共同調理場でどういった様子で調理されているのか、食育の大切さについての講義を行ったりということで、学校給食を生かした食育の拠点としての活動を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 これから、所管は別なんですけれども、水戸市健康増進・食育推進計画という中に、食生活の基礎づくりの推進ということで、離乳食から始まって、学校、小中学生、若い世代の推進ということが掲げられています。その中で、やっぱり学校教育における食育というのは非常に重要なことだというふうに思いますので、専門委員の先生の意見のとおり、ぜひいろんな形で推進をしていただきたいなというふうに思います。

もう一つは、ちょっとまた、質問が前後して恐縮なんですけれども、先ほどの校務支援システムの41ページの上にあるんですけれども、教育内容というよりも設備の整備の問題として空調のことが出ていると思うんですけれども、たしか3か年実施計画では15校の計画だったのではないかなと思うんですが、違いましたかね。要するに現状では、Bという評価ということもあるので、先日、ある小学校に行ったらまさに今工事をやっているところだったんですが、この辺は進捗状況がどうなのか。Bという評価の理由も含めて、今後の見通しとあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○田口委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

エアコンの設置に関しましては、本年度は14校の小学校に設置、それ以外に1校、賃貸借という形で、現在、見川小学校の校舎に関しましては改築の予定がございまして、改築の中でつけるということでございましたが、そうしますと3か年の中での設置が難しいということで、現在の校舎に賃貸借という形でつけておりまして、現在15校に関しまして全て発注しておりまして、今年度中に全ての15校においてはエアコンが稼働できるというような状況でございます。

続きまして、Bという評価でございますが、全ての学校に関して3か年の中で行っていくということでもございましたので、平成27年度については設計だけということでもございましたので、Bという評価でございます。

以上でございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。

基本的には予定どおりほぼ進んでいるということなんだと思うんですけども、ぜひ順調な進捗に向けて、いろんな学校ごとの課題といいますか、老朽の度合いも違いますし、いろいろ工事で気をつけなければならないところもあると思いますので、ぜひその辺を留意して取り組んでいただきたいと思います。

それで、専門委員の先生の意見の紹介のところにはありませんけれども、本体のほうの28ページ、29ページに、人権教育という問題で、いじめ解決の問題や、あるいは不登校の対応の問題が出ております。例えば、いじめの問題では全小中学校に相談ポストを設置したりとか、いじめ対応専門班をつくるとか、そんなことが書かれておりますし、不登校の問題でも、うめの香ひろばを中心にいろんな相談業務をやっているということが出ておりますけれども、この流れの中で、現在教育委員会としては、これもまたB評価なんですけれども、相談の受け入れ状況、例えば相談ポストにはどれぐらいの相談があったり、あるいは対応に時間を要している例がどれぐらいあったりとかですね、あるいは解決、解消するというようなことが、どれぐらいあるのかというあたりは、例えば具体的な数字としてつかんで評価をされているのか。また、不登校の相談についても、うめの香ひろばの通級者や自立に向けた支援ということですけども、具体的にどれぐらいの子が自立できたとかというふうなことが、こちらはA評価なんですけれども、その辺をわかる範囲でお答えいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○田口委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、いじめ等に関します相談の件数なんですけれども、実態調査ということで2カ月に1回、年6回の調査を実施している中で、昨年度の調査結果なんですけれども、各小中学校において、冷やかしや、からかい等の小さなサインも見逃さないようにということで、きめ細やかに児童、生徒を観察し、早期発見に努めているところですが、いじめの件数といたしましては1,324件。これは本当に冷やかしや、からかいということも含めての件数になりますけれども、それだけの件数が報告をされております。

それらの解消率につきましては約94%となっております、平成26年度と比べますと2%ほど上昇しております。これにつきましては、丁寧な家庭訪問ですとか、面談等の実施、これまでのいじめ解決に向けた各施策の結果であるのではないかと考えております。しかしながら、解消に至っていないというケースもまだ残っていることをございますので、引き続き解消に向けた努力をしていきたいと考えております。

いじめの相談件数なんですけれども、これは私ども総合教育研究所のほうに設置しております相談窓口のほうで、いじめに関する相談、こちらは昨年度は31件ございました。そのほとんどは本人ではなく保護者からのものでもございました。

また、うめの香ひろばの自立支援のほうなんですけれども、うめの香ひろばにつきましては、子どもたちの自立を支援するというので、今学校復帰、部分登校をする子どもたちがふえてきております。昨年度、中学校3年生、こちらは5名いたんですけども、この5名全員が一応希望どおりの進路がかなうということで、自己実現に寄与することができたのではないかと思います。うめの香ひろばの利用人数なんですけれども、昨年度は全部で11名の利用がございました。そのうち中学3年生5名全員が、希望どおりの進路がかなったということになっております。

以上でございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 29ページ下段のスクールカウンセラーの10人を配置して、相談に対応しているということも、こういう数ですと基本的には毎日はいないということだと思わなければならないけれども、なるべく拡充の方向で速やかな相談に乗れるような体制を目指していただきたいなというふうに思います。

私からは以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

高倉委員。

○高倉委員 今回の報告書なんですが、今日ちょっと出たばかりなので、細かい部分については内容等、また、専門委員の評価についても後でじっくり見させていただきたいなと思うんですが、水戸市としてはこの16ページの水戸市教育施策大綱という大きな目標に向けて、それぞれ施策を細かく実施をされているというふうに思います。この目標を達成していくというのが一つの教育の取り組みだと思うんですが、今回の報告の中で、評価の中でA、B、C、Dということで、A、Bはおおむね順調、また順調であるということで、その進捗がありますけれども、CとDはややおくれている、おくれているという評価もあったと思うんですが、この4段階のうち、このC、Dの評価というのは全体の中でどの程度あったのかということと、また、それについて、例えば平成27年度はおくれましたよと、先ほど校務支援システムなんかもありましたけれども、平成28年度はしっかりとそのおくれを取り戻すような取り組みをされているのかどうか。その点についてちょっとお聞かせください。

○田口委員長 三宅教育企画課長。

○三宅教育企画課長 ただいまの高倉委員さんの御質問でございますけれども、今回の評価は、項目数でいうと全体で156項目ございます。その中で、C評価については5項目、D評価はございませんでした。今、御指摘にもございましたけれども、C評価につきましては、年度当初に出した方針のほうの目標に達していないというものでございますので、それぞれ今後の取り組みの状況というのを本文のほうに記載してございますけれども、こちらの今後の取り組みの方向性の中で、それぞれの施策について、目標達成に向けての取り組みについて記載のほうをさせていただいているところでございます。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 わかりました。その記載については、後でよく読ませていただきたいと思います。

いずれにしてもちょっとおくれた部分については、しっかりと次年度においては補っていく、取り戻していくというのは非常に大事だと思いますし、この評価報告書の一つの目的は、そういうサイクルをしっかりとつくっていくということなんだと思いますので、やはり今回のこの報告書に基づいて、また、専門委員さんの意見なんかも踏まえて、しっかりとした施策の取り組みを推進していただきたいなと思います。ちょっと個別については、特に今回は細かい点については私のほうからはないので、全体について申し上げたいと思います。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。



○袴塚委員 今回からA, B, Cの評価がついたということで、一定の見方としてはできるんだと思うんですが、Aの評価でも実施した。それから、Bでも実施したと。こういう評価の分かれがあるんですね。実施して、成果が上がればAだと思うんですよ。実施しました、そして、こういうふうな改善が見られて、こういう成果がありましたよと、これはAだと思うんですが、Aの中にも、実施したんだけど、これはどうなっているのかなと、こういうふうな心配をするような項目が見受けられます。特に今回、Cになっているものが5項目か6項目あるということでもありますけれども、市長が目指しているいわゆる子育て支援、幼児教育、または国が言っている幼児教育のあり方、これについては認定こども園制度についても何についても、これまで多くの論議をしてきて、または議会の質問にもあった。今回このCの評価がそうだと思うんですけども、23ページにあるいわゆる幼保についてのあり方、これについて私はかねてから申し上げているとおり公立幼稚園、保育園のあり方を再検討することによって、待機児童なんか1週間か10日もあれば改善できますよと、こういうふうな話を極論で申し上げました。東京都知事が小池知事になってから、私は余り小池知事を崇拝はしておりませんが、あえて言わせていただければ、そんなに近い距離ではありません。全く遠い距離だと思っていますが、考え方は。ただ、この幼児教育に関しては、これまでの例を破って、いわゆる公園の中に託児所をつくってみたり、いろんな施策をしている。このことは評価できるのではないかと。そうすると、水戸においても市長がこれまで一生懸命、幼児教育のあり方、そして、いわゆる待機児童の解消に向けたあり方ということをやってこられたのでありますけれども、今回の教育委員会の中の幼保のあり方についてというところがCになっている。このことについては非常に残念な思いであります。やはり、いわゆる時の重要課題というのがあると思うんでありますけれども、こういったことについてはしっかりと、やっぱり重点項目の中に入れてその改善をしていくと。こういうことが必要なのではないかというふうに思います。

それから、もう一つ。実施した結果がAだったBだったという、何となくわかりづらい。やっぱり実施したけれども、こういうことがちょっとネックになっているからBだよと、こういうふうな表現の仕方があると、何となくわかりやすいのではないかというふうに思うんですけども、紙面上それができないとすれば、その辺の表現の仕方をどうするのか。この次の年度の評価の中では十分御検討をいただきたいというふうに思いますが、幼児教育についてだけ、ちょっとお話しいただけますでしょうか。

○田口委員長 鈴木幼児教育課長

○鈴木幼児教育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

156項目のうちのC評価が5項目と。そのうちの2項目が幼児教育課ということで、大変不名誉な形にはなっているのでございますが、22ページ、23ページのほうにありますように、幼児教育振興基本計画（第2次）が策定できなかったこと、そして、新制度を踏まえた幼稚園、保育所のあり方の検討が進んでいなかったということでC評価ということになっております。

基本計画につきましては、昨年度中に基本方針を定めたまになっております。現在は基本計画のほうの原案をつくりまして、年度内の策定ということで目指しております。あわせてまして幼稚園、保育所のあり方、そちらのほうも幼児教育振興基本計画（第2次）の中に占める割合というか、役割は十分大きな部分が占められていると思いますので、あわせて今年度検討をしていくということで考えておりますので、御理解

いただきたいと思います。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そういう答弁だろうというふうには思いますけれども、今幼稚園と保育園をこれだけ多くやっているという自治体は意外と少ないんですよ。要は、どっちかに特化している自治体というのはあるんですが、今後とも水戸市が幼稚園、保育園を公立でやっていくのか、いかないのか。そして、その公立の役割というのはどういうところなのか。こういったところがやっぱり課題だと思います。特に保育所については、いわゆる病後児保育とか、いろんな、いわゆる民間ではできにくい保育園がある。そういうことになりますと、やっぱり地域限定と申しますか、市内を何ブロックかに分けて、そして公立幼稚園の果たす役割としては、民間がなかなかできにくい、いわゆる看護師さんも常駐していただかなければならないとか、いろんな制約の中で幼稚園教育をどうするんだと、こういうふうなことになったときに、それは水戸市の、このブロックのここに行ってもらいと大丈夫ですよ、そして、おおむねのお母さん方が通いやすい、地域の中央にそういうものがある。こういうふうな使い方をしていくということになると、水戸の幼稚園、保育園のあり方というのは大きく方向性が出るのではないかと。

いわゆる民間主導という言葉がある反面、やっぱりその原点は、その指導する力、行政がそういう事業に対して、こうあるべきだ、こうすべきだと、こういうふうな指導をする力が重要なわけですよ。そのためにはやっぱり私たちの商売用語で言えば、アンテナショップを持つと。そして、意見を吸収する。こういうふうなことが大事なわけでありますから、私は早く認定こども園、もしくは幼稚園型認定こども園、保育園型認定こども園、そういうものを、やっぱり水戸市がいち早く取り入れて、そして、民間保育園ではできないことについての指導、育成、もしくは補完的要因を図っていくと。こういうことが私は大事なだろうと。

ですから、できれば水戸市内を5ブロックではなくて、10ブロックに分けていただいて、その近辺のお母さん方の利便性を図る。こういうことも大事だと思います。しかし、数に限りがありますから、どこで幾つ残して、どういうふうな形をとっていくのか、こういうことも大事だと思いますし、それから、就学前の教育のあり方についても、先進的な事例として、本来であれば水戸市の幼稚園に入りたい、保育園に入りたいと、こういう人がいなければいけないんですけども、今の状況では幼稚園は閑散としているような状況であり、または指導者といわれる先生方の高齢化も大変目立つと。こういうふうなことであります。したがって、早期の幼保連携を図りながら、幼稚園の補完的な役割を果たしていくと。こういうことが私は大事なのではないかなというふうに思っています。

それから、スポーツ行政でありますけれども、社会教育の中にも触れるのかもわかりませんが、今回の組織改正で小学校のスポーツについても、いわゆる社会スポーツの中に入ってしまった分野がある。それは、小学生であってもスポーツ少年団や、そういうふうなところに所属していると、それは学校のスポーツから離れるというようなことで、いろんな制度の中でわかりづらい状況が生まれてきているのかなと、このように思いますし、庁内でもう少し連携をする。市民協働部に移ってからのスポーツ少年団の活動というのは非常に何かね、市民協働部の所管がいっぱいあり過ぎちゃってね、どうも血が通っていないんじゃないのと思うようなことが非常に見受けられる。こういうことについても教育委員会として、これから少年スポーツ、こういったものを学校教育の中でどう取り扱っていくのかということも大事ですし、それから、すみ分

けたときの垣根をできるだけ低くして、相互往来ができるようないろんな援助の仕方、こういうことも私はあっていいのかなと、このように思っていますので、これは意見にとどめさせていただきたいと思います。

それから、子ども会の事業について、社会教育の中でどこか触れているところはございますか。

○田口委員長 ページ数はわかりますか。

○大澤生涯学習課長 52ページの青少年等育成団体に対する支援に位置づけております。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 わかりました。これ、A評価なんですね。市のボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会、サブリーダーズ会、また、みと青年会等の活動の充実、発展ということを図る。それで、育成、指導したと。こういうことでありますけれども、今、子ども会が衰退して、どうも子ども会がどんどん消えていく方向にあるという中で、このA評価というのはまあまあなのかなと。例えば、ボーイスカウト、ガールスカウトを一生懸命やられている方はいますけれども、地域の中で活動しているという団体もありますけれども、なかなかそういう団体もあれば、違う団体もあるというようなことで、いずれにしてもこの子ども会活動、育成会の連携、この辺については社会教育の中でも大きなファクターを占める事業の1つではないかというふうに思います。今後ともこの青少年健全育成のための事業、または問題行動の早期発見等、非行防止、それから、学校、家庭、地域の連携の中での青少年団体の育成など、社会教育にかかわる課題については、いわゆる高齢化社会になり、生涯学習のあり方、または市民センターの使い方など、さまざまな課題がありますけれども、ぜひこの辺についてはもう少し細かいサービスというか、実施に向けてですね、僕は職員の増強を図ってでも、もしくはPTAとの連携をどうしていくんだと、こういうことも含めてやっぱりしっかりと教育委員会の柱として、自治会がなくなっているかというの、教育委員会の課題ではありませんから、それは省きますけれども。しかし、子ども会、そして地域との連携、こういったものについては、教育委員会の範囲の中での重要課題として、しっかりあるべき姿、PTAとの連携なんかは教育委員会の中だけでできる、そういった仕事の一環であるというふうに思いますので、この辺についてもしっかりと、今後の推進策を、または平成27年度にこうあったよ、平成28年度はこうなったよと、こういうふうなことが示せるよう、次回の報告書を期待しています。

以上です。意見で結構です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○田口委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら、発言願います。

田中委員。

○田中委員 1点、国保年金課にかかわる部分なんですけれども、御質問させていただきます。

内容は、6月定例会でいわゆるマル福ですね。水戸市医療福祉費支給に関する条例の改正をしました。その中身は平成28年10月1日施行で、妊産婦と子どもに係る医療福祉費の支給にかかわって、所得制限を緩和したということであります。その施行日10月1日を迎えましたので、その関連で御質問させていただ

きたいと思っています。

この改正では、親の所得の金額について平成7年の改正前の児童手当法施行令に定められた額に30万円を加算したというものについてを、さらに扶養親族等がない場合は、現行393万円を改正後は229万円に引き下げて、622万円とするとか、いろんなパターンで違うわけですが、そういう改正がされました。そのときに就学前、小学生、中学生それぞれ対象者、いわゆる全ての子どもを対象者のうち、緩和された所得制限で新たに対象になるお子さんがどれぐらいいるという議論があったと思うんですけども、それが実際今スタートしたんですけども、知らずに申請しなければ、その認定に至らないということにもなるだろうと思うんですけども、今スタートした中でその辺の状況がどうなっているのかをお聞かせいただければと思います。

○田口委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

今回の小中学生のマル福にかかわる支給制限の所得基準の緩和に伴いまして、10月に施行されましたので、どのぐらい認定者がふえたかというような御質問とあわせて、当初、御説明時にお示しました見込み者との差異ということについての御質問かなというふうに思いますので、それについてお答えいたします。

まず、今回の所得基準の緩和によりまして、新たにマル福の認定になった正確な人数につきましては、申しわけございませんがシステム上抽出することができませんでした。あくまでも所得基準の緩和に伴うことを理由とした新たな認定者の人数については抽出することができませんでしたけれども、目安となる人数といたしましては、所得基準の緩和にかかわらず10月1日から新たに認定の対象となった10月5日現在の人数を申し上げますと、子どもマル福につきましては6,987名。また、妊産婦マル福につきましては153名となっております。なお、今申しあげました子どもマル福の人数につきましては未就学児の所得撤廃によりまして対象になった人数の方も含まれてございます。

また、それぞれの条例の改正時に対象となる見込み者数としましては、就学前の児童につきましては3,865名。今回、未就学児で現在まで認定されている方が1,526名。小学生につきましては3,288名を見込みましたけれども、10月5日現在では2,678名。中学生につきましては2,839名ということで見込みましたけれども、2,783名。合計で、子どもの新たな10月からの認定者としては6,987名ということになってございます。また、妊産婦につきましては、改正の説明のときに206名ということで新たな認定者を見込みましたけれども、10月5日現在におきましては153名ということでございます。

以上でございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 いろいろ数字をいただいたんですけども、子どもマル福のほうで言いますと、見込みの未就学児、小学生、中学生を合わせると、今おっしゃったのだと約1万人、9,992人というふうになると思うんですが、認定は6,987人ということですので、見込みに対して実際の認定がほぼ7割ということなのかなというふうに思うんですけども、そうしますと、3,000人ぐらいは、見込みからすると認定に至っていないということではないでしょうか。

○田口委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 再度の田中委員の御質問にお答えいたします。

見込み者数の試算の根拠となりましたのが平成27年3月末の子ども数をもとに算出いたしましたので、あくまでも1年間の子どもに対しての試算ということでございます。現在10月ということで、半年過ぎたところでございますので、残りまた半年の間に出生あるいは転入されるお子さん等がいらっしゃると思いますので、その方々がまだこれからどのくらいふえるかわかりませんが、含まれていないというようなことでございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 手続の問題なんですけれども、今日生まれる、昨日生まれたというお子さんは、日々いらっしゃるから、もちろん変動するというのはわかるんですけれども、つまり新しく生まれた方は出生届を出したり、保険証の交付を受けたりというようなことがどうしたってありますから、そのときに、このマル福の対象になるかならないかということはスムーズにいくのかなと思うんですけれども、例えば制度改正前に、大きくなっている小学生、中学生の親の中で、本来はこの認定を受けられるだけけれども、手続を知らずにとか、してもだめなのかなと思ったりとか、いろんなことでしないという場合もあるんじゃないかなと思うんですよね。そこが3,000人という、ぴったりそういう数字になるかどうかは別として、相当いるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はどういうふうにお考えなのか。どういうふうに対処すべきか。本来、余り病院にかかることのないお子さんをお持ちの保護者は、余りそういうことに関心がないかもわからないけれども、これはいつけがをしたり病気になるかはわかりませんが、そういう対策が必要なんじゃないかと。せっかく改正したんだけど、その恩恵を受けられないという方が3,000人もいると見込まれるとすれば、ちょっと何らかの対策が私は必要んじゃないかなと思いますけれども、それは妊産婦も同じですが、大体7割台ですよね。ということですので、その辺の対応策も含めてお聞かせいただければなと思うんですけれども。

○田口委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 改正前からの対象となると思われるお子さんへの周知でございますけれども、まず改正に当たりまして、7月に対象となるお子さんがいらっしゃる御自宅のほうに通知と申請書を送付させていただきました。約4,000通でございます。そのうち申請がありましたのが約2,400件でございます。残りの1,600件ほどの方からまだ申請をいただけていないというような状況でございますので、今後もその方々につきましては周知を図っていきたいというふうに考えております。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 ぜひ引き続き、周知をやっていただきたいと思うんですけれども、この仕組みとしては、子ども1人に対して1回申請、認定すればいいんでしょうか。毎年親の所得が変動することも考えられるけれども、その都度申請するというのではなくて、1回申請すれば、あとは市内部の職権でもって所得を調査し、該当、非該当というのはその都度判断されるということなのか。それとも、毎年やっているのか。その辺はどうなんでしょうか。その辺の対応策と、今後、未申請者に対してどういうタイミングでやろうとしているのかも、あわせてお聞かせいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○田口委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

マル福制度の申請につきましては一度申請していただければ、更新の時期に、該当の前年の所得について、職権で職員のほうが確認をした上で新たな判定をするということで、その都度、更新のたびに申請をしていただく必要はございません。

また、現在未申請の方への周知の方法でございますけれども、現在もまだ申請を受け付けており、さらにその入力作業中でございますので、その辺の状況を踏まえまして改めて周知の方法等については検討していきたいなというふうに考えております。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 最後にしますけれども、実際はかかった先での負担ということが問題になると思うので、医療機関の窓口等を使った周知も含めて、ぜひ制度改正に伴う恩恵を、基本的には対象者みんなが受けられるような対策をぜひとっていただきたいということを要望して終わりたいと思います。

○田口委員長 ほかにございませんか。

高倉委員。

○高倉委員 私のほうから、今ちょっとマル福の話もあったので、一つですね、今年度から水戸市のほうで新たな取り組みとしてインフルエンザの予防接種について、これまでの13歳未満の対象から、中学3年生まで拡充しますよという、そういうことがあったと思います。これは予算のほうでもあったかと思うんですが、それで、間もなく10月ということで、これからインフルエンザもはやってくる時期になって、対象者がふえるというのは非常にいいことだと思うんです。今回の助成の内容と、あるいは対象者数は、どのぐらい拡充したのか。

また、今までそういう中学生の接種率というのはどのぐらいあったのか。ちょっとその点について改めてお聞かせいただければと思います。

○田口委員長 大曾根参事兼保健センター所長。

○大曾根保健福祉部参事兼保健センター所長 今までは1歳から13歳未満ということでしたけれども、今年度から、1歳から中学3年生まで拡大をしたところがございます。接種回数でございますけれども、1歳から13歳未満はこれまで1回でございましたけれども、そちらが2回。13歳以上は1回としまして、額でございますけれども、1,000円を1,500円に拡大したところがございます。対象者数でございますけれども、4万1,500人でございましたけれども、こちらを4万6,800人で、5,300人の増となっております。

こちらの周知につきましては、9月に新たに学校のほうに通知をさせていただきましたとともに、昨日ですけれども対象者に個別に通知を送らせていただいております。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 拡充したということで、これは親御さんからも非常にニーズの高いことでしたので、本当にうれしいことだろうなと思います。

それですと、今、周知についても通知をされたということで、今までどおりの窓口の支払いであるとか、

そういう方法というのは変わっていないんですかね。

○田口委員長 大曾根参事兼保健センター所長。

○大曾根保健福祉部参事兼保健センター所長 変わってございませんで、医療機関のほうで対応をしっかりとさせていただくということになります。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 わかりました。もう、間もなくですね、やはり年末から年明けにかけてインフルエンザというのも蔓延してくる時期でもあります。特に中学生は、受験期なんかも控えていますので、接種する方が非常に多くなってくる。非常に大事な時期なので、しっかり個別に周知をして、こういった制度を積極的に活用していただけるようお願いしたいなということで、これも要望をお願いします。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今年度からだったというふうに思っているんですが、負の連鎖を防ぐということで、低所得者の方々、もしくはそれに類する方々の子どもさんを対象に、学力向上のための事業が始まったというふうに思っていますが、これについての現状と、それから、夏休みがあるとどうも児童の考え方が変わったりして、ちょっと来なくなっちゃったり、来たりと、こういうことがあるかと思うんですが、その辺の状況について、すみません、手持ちの資料でわかる程度で結構でございますから、お話しいただけますでしょうか。

○田口委員長 斉藤生活福祉課長。

○斉藤生活福祉課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

学習支援の現状でございますが、今年度6月から毎週土曜日に1回開催しておりました。夏休み期間におきましては、土曜日とそれから水曜日を重ねて週2回開催してまいりましたが、参加者につきましては延べで99名、平均で5名ということで、まだまだちょっと少ない状況でございます。

今後の考え方といたしましては、いろいろ対象地区とか、それから、対象者についても考えていかなければならないところだと思っておりますので、今後はこれまでの課題、問題点を整理しながら、今年度内、もしくは来年度に向けて支援の充実に努めていきたいと考えております。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 生活福祉課がやれる範囲というのは、僕は教育ということからいくと、例えば交通費を援助してあげるとかですね、そういうことはあっても非常に難しい。例えば、何カ所かでやりたいよと言ったときに、じゃ、どこを使うんですかという話になる。すると、当然ながら教育委員会の所管している学校施設、もしくは市民センター、もしくは公共施設、こういうものを利用しなければならない。そういうふうな流れだというふうに思うんですね。やっぱり参加しづらいというのは、赤塚のミオスまで通える、もしくは通うことによって特殊な目で見られるのではないかと。そういうふうな子どもたちの考え方、もしくはそういうふうに使われてしまうのではないかと。こういったものが足を重くしているというふうに思われる節もないわけではないと、このように思っています。

そこで、教育委員会のほうにお伺いしますけれども、学力を向上すると、いわゆる負の連鎖を防ぐということについては、単なる生活福祉課の問題ではなくて、やっぱり教育のあり方の基本的な考え方を、この子どもたちをどうして育てていくんだと、こういうことに僕はなるのではないかと。このように思っています。

それと、もう一つ。学力サポートという流れの中にあつては、いわゆる習熟度を満たしていない子どもさんたちを何とかしてレベルを上げていくと、こういうことも学校の仕事だと思っているんですが、この辺については教育委員会としてどうかかわっていき、もしくはどうすべきだと、このように思っているのか。僕は、基本的にはこれは教育委員会が仕掛けるべき仕事ではないのかという考え方はあります。その辺について、すみません、ちょっとお考えがあればお聞かせ願いたい。

○田口委員長 小野総合教育研究所長。

○小野総合教育研究所長 袴塚委員の御質問にお答えしたいと思います。

教育委員会のほうの取り組みとしまして、やはり同じように、子どもたちは平等に教育を受ける権利がございますし、そういったことで、例えば経済的な、今、負の連鎖というふうに呼ばれておりますが、そういったところで学力が大分離されてしまっているというようなこと、こういったことも実際にあるのかなというふうに考えております。

現在、教育委員会としましては、どうしても経済的な差ですとか、そういったものの区別は学校教育の場合には絶対にできませんので、放課後に子どもたちの中で希望者を集めまして、現在10校で、教員OB、それからボランティア等を活用して学習支援をしているところでございます。

それから、先日、そういった形で連携をとらないかということで、生活福祉課のほうに会議を御用意いただきまして、会議を持ちましたけれども、やはり現在、指導の内容として私たちが手伝える、例えば教材のお話ですとか、それから、いわゆる先生のボランティアとしてそういったところにお手伝いとして参加できるという、そういったことは現時点としてはできることだと思いますので、ぜひ進めていきたいというふうには考えております。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今、ちょっと引いた発言というか、積極的にはちょっと聞こえなかった。平等に教育するというのは確かに教育委員会としてそれは課題だというふうに思いますよ。しかし、今課題となっているのは、いわゆる一定の学力を教育委員会が目指しているとすれば、そこに満たない生徒をどうやって引き上げていくかと。このことがやっぱり僕は大事なんだと。そのために、特別な扱いはできないよという意味の説明だったというふうに思うんですが、しかし、だからその人たちは来なければ来なくてもいいよという教育なのか、それとも、声をかけて身近にやっぱり指導というか、つき合いを深めながら子どもたちの距離を縮めながら、その子たちを救っていく。もしくは拾い上げていく。もしくはレベルに達してもらうために努力をしていただく。そういう環境をどうやってつくっていくかということが、やっぱり僕は教育の原点だと思うんですよ。このことを忘れてしまって、平等なんだと、こういう考え方だとするとね、やっぱり僕は水戸の教育というのは、来る人は拒まず、去る人は追わないよと、こういう教育になってしまう。このように私は思います。したがって、生活福祉課が今おやりになっているいわゆる低所得、もしくは塾に通えないがために、もしくは家の手伝いをしなければならぬがために教育の時間が少ない。そして、なかなか学校にも来られない。こういうふうな子どもたちがいるとすれば、それはやっぱり生活福祉課の協力をいただきながら、本来であれば教育委員会がきちんとした対応をしていくと、こういうことは私は望ましいのではないかと、このような意見を申し上げます。



それから、消防行政でありますけれども、今日は言い放しで答弁は結構です。今、新しい市役所ができて、そして、消防本部が今の間借りから今度は本庁舎内に入ると、こういうふうなことになっていて、さらなる強力な消防行政の推進が望まれているところだというふうに思っています。

一方では、いわゆる各支所、施設の老朽化、こういったものがあって、やっぱり今抱えているのは、支所と言われるところの老朽化があるんだろうと。耐震基準は満たしているんだというふうに思っていますけれども、特にかねてから課題の南消防署のあり方は喫緊の課題だというふうに思っているわけでありまして。このことについては、現地建てかえがいいのか、それともこれまでの移転という考え方がいいのか。あとは消防のいわゆる出張所の適正配置と、こういうふうな形の中でどうあるべきなのかと、こういうふうな論議をしていただいているものだと、このように思っているんですが、できるだけ今年度中ぐらいにはおおむねのめどをつけて、今後の消防の整備計画というようなものができて、そして、何年度ぐらいまでには、この消防署がこういうふうになるよと、道筋が立てられる。こういうふうな形にしていただければ、市民が大変安心して暮らせるということになるのではないかと。特に南消防署の問題については、今度、前回と同じような地震が来たときに果たしてどうなのかと、こういうふうな心配もあるわけでありましてから、ぜひ、そういったところにも配慮していただいて、早急な整備計画等についての報告などが聞ければ一市民として大変安心していただけるなど、こういう思いがありますので、今日は意見だけ申し上げておきます。

○田口委員長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○田口委員長 それでは、この件について終わります。

それでは、以上をもちまして本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時 8分 散会